

第6節 ICT利活用の推進

1 概要

1 これまでの取組

2000年に情報通信技術戦略本部が設置され、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）^{*1}が制定されて以降、我が国では、e-Japan戦略やデジタル田園都市国家構想総合戦略など様々な国家戦略を掲げ、ICTの利活用を推進してきた。これらの方針を踏まえ、総務省では、少子高齢化とそれに伴う労働力の不足、医療・介護費の増大、自然災害の激甚化など、我が国が抱える社会・経済問題やデジタル空間の進展に伴う新たな課題等の解決に向け、地域社会のDX化や新たな情報通信技術、データ流通による社会活性化、情報の利用環境など様々な分野におけるICTの利活用を推進してきた。

2 今後の課題と方向性

我が国は、少子高齢化による労働人口の減少や国内市場の縮小が見込まれるなど、厳しい経済環境である。また、災害の激甚・頻発化への対処や、50年以上経過する公共インフラの老朽化対応など、課題が山積している。

このような課題を解決する上で、デジタルは、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させ、地域の魅力を高める力を持っている。政府は2024年度に「新しい地方経済・生活環境創生本部」を設置し、「地方こそ成長の主役」との発想に基づき、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策の検討を開始し、「地方創生2.0の「基本的な考え方」」や「地方創生2.0「基本構想」」において、デジタル・新技術の徹底活用を柱の一つに掲げている。

そして、SNSプラットフォーム事業者が提供するサービスは生活の利便性向上に貢献する一方、インターネット上で流通する誹謗中傷や偽・誤情報の流通・拡散の問題が顕在化している。さらに、生成AIや仮想空間（メタバース）といった新たな情報通信技術の登場により、デジタル空間が大きく変容している。

こうした課題等を踏まえ、地域社会・経済の活性化に資するDX（デジタル変革）の推進やデジタル空間の健全性確保と新たな発展の牽引、そして、安心・安全な情報利用環境の整備を行うことが重要である。

2 地域社会・経済の活性化に資するDX化の推進

日本の地域社会・経済は、少子高齢化と人口減少による働き手不足や市場規模の縮小、頻発する自然災害や老朽化するインフラなどの様々な課題に直面しており、上記1.(2)で述べたように、政府は「地方創生2.0の「基本的な考え方」」（令和6年10月11日閣議決定）や「地方創生2.0「基本構想」」（令和7年6月13日閣議決定）において、デジタル・新技術の徹底活用を柱の一つに掲げている。

地域経済・社会を維持・発展させ、地域住民の生活を支えるためには、AIを含むデジタル技術の徹底活用により、地域課題を解決（地域社会DX）し、イノベーションにより付加価値を創出していくことが求められる。そのためには、その中核的担い手となりうるデジタル技術を活用する企業が、地域のニーズに合った事業展開をできるよう支援することが重要である。

このような背景のもと、総務省では、2025年2月から、「地域社会DXの推進に向けた情報通信政策

^{*1} 同法は、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）により廃止された。

の在り方」について情報通信審議会に諮問している。本審議会では、日本の地域社会・経済を取り巻く状況や、AIを含むデジタル技術の最新動向を踏まえた、地域社会DXの推進に向けた情報通信政策の在り方について課題を整理し、必要な政策の方向性を検討している。

1 デジタル技術を活用した社会課題解決の加速化

ア 地域社会DX推進パッケージ事業

ICT技術を活用した地方創生2.0の実現に向け、デジタル技術の実装による地域社会課題の解決（地域社会DX）を図るため、総務省では、2024年度から「地域社会DX推進パッケージ事業」を開始した。本事業では、①デジタル人材／体制の確保支援、②先進的ソリューションの実用化支援（実証事業）、③地域のデジタル基盤の整備支援（補助事業）等の総合的な施策を通じて、デジタル実装の好事例を創出するとともに、必要な効果的・効率的な情報発信等を実施することで、全国における早期実用化を促進するものである。特に①については、都道府県を中心とした持続可能な地域のDX推進体制の構築への支援、デジタル実装に必要となる地域課題の整理、導入・運用計画の策定に対する専門家による助言の提供など、地域のニーズに応じて選択が可能な複数の支援策を講じている。

イ デジタル技術活用の普及・促進

地方公共団体が地域社会DXを推進するにあたって、参考となる知見、ノウハウ等の情報不足、各種情報の分散といった課題が指摘されている。これらの課題解決のため、総務省では、各地域における先進事例に関する調査を行い、調査結果等により得られた地域社会DX推進に資する情報を一元的に提供するポータルサイト「地域社会DXナビ」^{*2}を2024年10月に公開し、地域社会DXナビを通じた継続的情報発信により、地方公共団体、地域企業等におけるデジタル技術活用の普及を促進している。

また、安全性・信頼性、供給安定性及びオープン性が確保された5G設備の導入を促す観点から、ローカル5G免許人が取得した一定のローカル5G設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を設けており、適用対象を主に住宅用インターネットサービスの提供のために利用されるローカル5G設備に見直すとともに、2026年度末まで適用期限を延長している。

2 地域デジタル人材支援の充実や地方のテレワーク普及の推進

ア 地域社会のDXを支える人材育成・確保

(ア) 地域情報化アドバイザー派遣制度

総務省では、2007年度から、ICTを地域の課題解決に活用する取組に対して、地方公共団体等からの求めに応じて、ICTの知見、ノウハウを有する専門家（「地域情報化アドバイザー」）を派遣し、助言・提言・情報提供等を行うことにより、地域におけるICT利活用を促進し、活力と魅力ある地域づくりに寄与するとともに、地域の中核を担える人材の育成を図っている。さらに、2025年度からは、地方公共団体からの推薦に加え、地方公共団体等と共同で事業を実施していること等を要件に地場企業等にも派遣対象を拡大した。

「地域情報化アドバイザー」は、2025年度、大学での研究活動や地域における企業活動、NPO活動等を通じた地域情報化に知見・ノウハウを持つ民間有識者等242名に委嘱しており、2024年度には297件の派遣を行った。

^{*2} 地域社会DXナビ <https://dx-navi.soumu.go.jp/>

(イ) デジタル人材ハブ（仮称）の設置

デジタル人材を地域へ派遣するシェアリングスキームは、複数存在しており、派遣対象、派遣期間、目的及び有するスキルなどがそれぞれ異なるところ、デジタル人材を求める地域が、目的に応じた適切な制度や人材のマッチングを支援する「デジタル人材ハブ（仮称）」を2025年度に設けることを予定している。

デジタル人材ハブの主な機能としては、地域情報化アドバイザー派遣制度等、総務省が実施するデジタル人材のシェアリングスキームについて、目的に応じ適切な制度を選択できるよう支援することや、DX人材を必要としている自治体及び地域社会に対し、人材リストを提供するスキームの中から目的に応じた適切な人材の情報の提供等を検討しており、デジタル人材ハブを通じ、適切なマッチングを行うことで、地域情報化の推進を加速させる。

イ テレワークの推進

(ア) テレワークの概要

2020年以降、新型コロナウイルス感染症の拡大を経て、2024年の企業のテレワーク導入率は全国47.3%^{*3}と一定程度の普及が進んだ一方で、近年は一部企業で出社回帰の傾向がみられるとともに、依然として都市部と地方部、業種間での格差が生じている状況にある。

このような状況の中、テレワークに関する機運醸成の観点から、テレワーク月間実行委員会（内閣官房内閣人事局、内閣府地方創生推進室、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、観光庁、環境省、一般社団法人日本テレワーク協会、日本テレワーク学会）の主唱により、毎年11月をテレワークの集中取組期間である「テレワーク月間」として、テレワークの実施に際しての効果測定（働き方改革寄与、業務効率化等）の調査や、関係府省庁等によるイベントやセミナーを開催している。また、先進事例の選定・公表を通じて企業などのテレワーク導入のインセンティブを高め、テレワークの導入を検討する企業にとっての参考事例の蓄積にもつなげるため、総務省では、2015年から、テレワークの十分な利用実績が認められる企業の表彰を行っている。

2024年には、テレワークの活用が一定程度広がった現状を踏まえ、テレワークの制度導入や十分な活用実績に留まらず、テレワークの活用による経営効果の発揮や、テレワークの導入が馴染まないと思われている業態の企業におけるテレワーク活用・業務改革等において、特色ある取組を実施しており、その内容が優れている企業・団体を「テレワークトップランナー2024」として選定・公表し、特に優れた取組を行っている企業には「総務大臣賞」を授与した。

(イ) テレワーク普及に対する支援

総務省では、実施率が依然低水準な中小企業や地方でのテレワーク導入を支援するため、地域の商工会議所や地方自治体等と連携し、テレワークに係る地域相談窓口を全国的に整備し、相談受付等を実施している。さらに、テレワークの導入や改善を検討している企業などを対象として、専門家（テレワークマネージャー）による無料の個別コンサルティングも実施し、効果的なテレワーク活用の普及に向けて取り組んでいる。これらの支援は、2022年度からは厚生労働省の労務系のテレワーク相談事業と一体的に運用し、「テレワーク・ワンストップ・サポート事業」として共同で実施している。

そのほか、総務省では、テレワーク導入の課題として多く挙げられる情報セキュリティ上の不安を取り除くため、企業などがテレワークを実施する際に参照できるよう、「テレワークセキュリティガイド

*3 総務省「令和6年通信利用動向調査」
https://www.soumu.go.jp/johotsusintoeki/statistics/data/250530_1.pdf

「ライン」や「中小企業など担当者向けテレワークセキュリティの手引き（チェックリスト）」を策定している。

③ 重要データの安心・安全な活用促進

ア 防災情報システムの整備

我が国は世界有数の災害大国であり、大規模な自然災害が発生する都度、社会・経済的に大きな損害を被ってきた。今後も南海トラフ地震をはじめとする大規模な自然災害の発生が予測される中で、ICTを効率的に活用し災害に伴う人的・物的損害を軽減していくことが重要である。

(ア) 災害に強い消防防災通信ネットワークの整備

被害状況などに係る情報の収集及び伝達を行うためには、災害時にも通信を確実に確保できる通信ネットワークが必要である。このため、現在、国、消防庁、地方自治体、住民などを結ぶ消防防災通信ネットワークを構成する主要な通信網として、①政府内の情報の収集及び伝達を行う中央防災無線網、②消防庁と都道府県を結ぶ消防防災無線、③都道府県と市町村などを結ぶ都道府県防災行政無線、④市町村と住民などを結ぶ市町村防災行政無線、⑤国と地方自治体又は地方自治体間を結ぶ衛星通信ネットワークなどが構築されている。また、衛星通信ネットワークについては、高性能かつ安価な次世代システムの導入に関する取組などを進めている。

(イ) 災害対策用移動通信機器の配備

総務省では、携帯電話などの通信が遮断した場合でも被災地域における通信が確保できるよう、地方自治体などに、災害対策用移動通信機器を貸し出している（2025年5月現在、簡易無線1,065台、MCA無線179台及び衛星携帯電話100台を全国の総合通信局等に配備）。また、2024年1月に発生した石川県能登地方の地震を機に、新たに衛星インターネット機器や公共安全モバイルシステム等を整備した。これらの機器は、避難所における通信環境構築のほか、初動期における被災情報の収集伝達から応急復旧活動の迅速かつ円滑な遂行までの一連の活動に必要不可欠な情報伝達を補完するものとして活用されている。

(ウ) 災害時の非常用通信手段の確保

災害時などに公衆通信網による電気通信サービスが利用困難となるような状況などに備え、総務省が研究開発したICTユニット（アタッシュケース型）を2016年度から全国の総合通信局等に配備し、地方自治体などの防災関係機関からの要請に応じて貸し出し、必要な通信手段の確保を支援する体制を整えている（2025年5月現在、25台を全国の総合通信局等に配備）。

(エ) 全国瞬時警報システム（Jアラート）の安定的な運用

消防庁では、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、大津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、携帯電話などに配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線などにより、国から住民まで瞬時に伝達するシステムである「全国瞬時警報システム（Jアラート）」を整備している。Jアラートによる緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、Jアラート関連機器に支障が生じないよう正常な動作の確認の徹底を市町村に対し呼びかけるとともに、Jアラートの情報伝達手段の多重化を推進している。

(オ) レアラートの活用の推進

総務省では、地方自治体などが発出する避難指示などの災害関連情報を多数の放送局やインターネット事業者など多様なメディアに対して一斉に送信する共通基盤（レアラート）の活用を推進している。レアラートは、全47都道府県での運用が実現するなど全国的な普及が進み、災害情報インフラとして一定の役割を担うに至っている。

災害が激甚化・頻発化する中、今後もその役割を果たし続けていくため、レアラートにおける安定性・信頼性の向上に向けた取り組みを行うとともに、政府全体の防災DXにも寄与するため、他の防災関係システムとのデータ連携に向けた検討を進めている。また、レアラートの利活用を推進するため、地方自治体職員等利用者を対象としたセミナーを開催している。

イ 医療分野におけるICT利活用の推進

我が国は超高齢化社会に突入しており、医療・介護費の増大や医療資源の偏在などの課題に直面している。このため、総務省では、医療・介護・健康データを利活用するための基盤を構築・高度化することにより、医療・健康サービスの向上・効率化を図るべく、主に「遠隔医療の普及」と「PHR^{*4}データの活用」を推進している。

具体的には、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED：Japan Agency for Medical Research and Development）による研究事業として、医師の偏在対策の有力な解決策と期待される遠隔医療の普及に向けて、2022年度から手術支援ロボットを使用した遠隔手術支援に係る研究開発を行い、成果は日本外科学会による「遠隔手術ガイドライン」の改定版として、2025年夏目途に公表予定である。また、2023年度からは、医療の高度化や診察内容の精緻化を図るために、各種PHRサービスから医師が求めるPHRを取得するために必要なデータ流通基盤を構築・高度化するための研究開発を実施している。

このほか、医療情報を取り扱う情報システム・サービスに対するサイバー攻撃の多様化・巧妙化によるセキュリティ対策の変化や医療機関等と医療情報システム事業者との間の取決めの重要性が高まっていることを踏まえ、2024年度に「医療情報を取り扱う情報システム・サービス提供事業者における安全管理ガイドライン」（総務省・経済産業省）の改定を行った。さらに、2025年度においては、「安全・安心なPHRサービスの利活用促進のため、『PHRサービス提供者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針』（総務省・厚生労働省・経済産業省）についても、PHRサービスの多様化、セキュリティ要件の見直し等に伴い、約3年ぶりの改定を行った。

ウ 教育分野におけるICT利活用の推進

総務省では、教育分野でのICTの利活用を推進するため、文部科学省と連携し、2021年度から2022年度にかけて、学校外で事業者が保有するデジタル学習システム間でのデータ連携を可能とする基盤である「デジタル教育プラットフォーム」の実現に向け、必要な技術仕様（参照モデル）を策定した。

加えて、2023年度以降、教育データの安全・安心な利活用による個別最適な学びを実現するため、教育分野におけるPDS（Personal Data Store）の活用に向けて、実証も交えながらPDSの技術的要件等の確認や実運用上の留意点を抽出し、具備すべき要件を明確化するなど、検討を進めている。

^{*4} Personal Health Recordの略語。一般的には、生涯にわたる個人の保健医療情報（健診（検診）情報、予防接種歴、薬剤情報、検査結果等診療関連情報及び個人が自ら日々測定するバイタル等）である。電子記録として本人等が正確に把握し、自身の健康増進等に活用することが期待される。

工 情報銀行の社会実装

個人情報を含むパーソナルデータの適切な利活用を推進する観点から、総務省及び経済産業省は、情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会を立ち上げ、2018年6月に、民間団体などによる情報銀行の任意の認定の仕組みに関する「情報信託機能の認定に係る指針ver1.0」を取りまとめるとともに、継続的に指針の見直しを行い、この指針に基づく、情報銀行の認定団体に一般社団法人日本IT団体連盟がなっている。

2025年度においては、パーソナルデータを活用したサービス／ビジネスが変化・拡大していることを踏まえた情報銀行の在り方や活用方法について、引き続き検討を行っている。

4 ICTスタートアップの発掘・育成

我が国では、2022年をスタートアップ創出元年と位置付け、スタートアップへの投資額を5年10倍増とする目標を掲げる「スタートアップ育成5か年計画」(2022年11月新しい資本主義実現会議決定)を決定し、スタートアップを産み育てるエコシステムの創出の取組を進めている。

総務省では、2023年度から、先端的なICTの創出・活用による次世代の産業の育成のため、官民の役割分担の下、芽出しの研究開発から事業化までの一気通貫での支援を行う「スタートアップ創出型萌芽的研究開発支援事業」を実施している。

また、総務省及びNICTでは、地域発ICTスタートアップの創出による地域課題の解決や経済の活性化を目的に、起業を目指す学生やスタートアップ企業による優れたビジネスプランを表彰・支援する「起業家甲子園」及び「起業家万博」を開催している。「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）」において、総務省及びNICTは「未来を創るICTスタートアップによる取組発信」として、起業家甲子園及び起業家万博において過去に表彰を受けた者などによる展示などを、大阪・関西万博において行うこととしている。

3 インターネット上の偽・誤情報等への対応

1 総合的対策の推進

ア 概要

SNS等のインターネット上の偽・誤情報等は短時間で広範に流通・拡散し、国民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼし得る深刻な課題となっている。このため、総務省では、国際的な動向も踏まえつつ、表現の自由に十分配慮しながら、制度的対応、対策技術の開発支援、幅広い世代のリテラシーの向上も含めた総合的な対策を積極的に進めている。

イ 制度的な対応

(ア) 情報流通プラットフォーム対処法等

インターネット上の違法・有害情報の流通は引き続き深刻な状況であり、総務省では、関係者と連携しつつ、誹謗中傷、海賊版などの様々な違法・有害情報に対する対策を継続的に実施してきている。

総務省では、特にソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）をはじめとするプラットフォームサービス上における誹謗中傷に関する問題が深刻化していることを踏まえ、2020年9月に取りまとめ、公表した「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」に基づき、関係団体などと連携しつつ、①ユーザーに対する情報モラル及びICTリテラシー向上のための啓発活動、②プラットフォーム事業者の自主的な取組の支援及び透明性・アカウントビリティの向上、③発信者情報開示に関する取組、④相談対応の充実といった取組を実施している。

また、「プラットフォームサービスに関する研究会」^{*5}において、プラットフォーム事業者へのヒアリング等を行い、2022年8月、違法・有害情報への対応について今後の方向性などを取りまとめた「第二次とりまとめ」を公表した。

これを踏まえ、①プラットフォーム事業者による削除等の透明性・アカウンタビリティ確保のあり方、②違法・有害情報の流通を実効的に抑止する観点からのプラットフォーム事業者が果たすべき役割のあり方をはじめとした誹謗中傷等の違法・有害情報への対策を主な論点とした上で、専門的・集中的に検討するための有識者会合として、2022年12月から「誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ」を開催した。本ワーキンググループでの議論の結果、誹謗中傷等の違法・有害情報の削除等について、法制上の手当てを含め、①一定期間内の応答義務等を課すことによる対応の迅速化、②基準の策定や運用状況の公表等による透明化を、不特定者間の交流を目的とするサービスのうち、一定規模以上の事業者に求めることが適当と取りまとめられた。

本ワーキンググループの取りまとめを受け、2024年2月、「プラットフォームサービスに関する研究会 第三次とりまとめ」が公表されるとともに、本報告書を踏まえ、2024年5月、プロバイダ責任制限法の一部改正法^{*6}が成立した。なお、同改正法により、プロバイダ責任制限法の題名は「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」(通称：情報流通プラットフォーム対処法)に改められた。

同改正法の施行に当たり、総務省では、どのような情報を流通させることが権利侵害や法令違反に該当するのかを明確化するとともに、大規模特定電気通信役務提供者が「送信防止措置の実施に関する基準」を策定する際に盛り込むべき違法情報を例示するため、「違法情報ガイドライン」^{*7}を策定した。

加えて、インターネット上の海賊版対策として、総務省では、「インターネット上の海賊版対策に係る総務省の政策メニュー」(2020年12月)に基づき、ユーザーに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動、セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止機能の導入の促進、発信者情報開示制度の見直し、ICANNなどの国際的な場における議論を通じた国際連携の推進に取り組んでいる。

また、「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止に関する検討会」による「現状とりまとめ」(2022年9月)を踏まえ、総務省の政策メニューや関係事業者等における取組の進捗を確認している。

(イ) デジタル広告

SNS等を通じて対面することなく交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、投資金名目やその利益の出金手数料名目などで金銭等をだまし取る「SNS型投資詐欺」の認知件数及び被害額は、2023年1月から2024年12月の2年間で、認知件数として8,684件、被害額にして約1,149.0億円という甚大な被害をもたらしている^{*8}。

SNS型投資詐欺における当初の接触手段としては、SNS等におけるバナー等広告が全体の約半数を占めている。特に、SNS等において、個人又は法人の氏名・名称、写真等を無断で利用して著名人等の個人又は有名企業等の法人になりすまし、投資セミナーや投資ビジネスへの勧誘等を図る広告（なりすまし型「偽広告」）を端緒としたSNS型投資詐欺が問題になった。

こうした状況を受け、総務省では、「国民を詐欺から守るために総合対策（令和6年6月18日犯罪対策閣僚会議決定）」を踏まえ、同月21日に、SNS等を提供する大規模事業者に対して、SNS等における

^{*5} 本研究会は、平成30年10月から令和6年1月まで開催され、プラットフォーム事業者による利用者情報の適切な取扱いの確保の在り方やインターネット上の違法・有害情報への対応等について検討が行われた（座長：宍戸常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授）。

^{*6} 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第25号）

^{*7} 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第26条に関するガイドライン（令和7年3月11日制定）

^{*8} 警察庁「令和6年における特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況等について（確定値版）」

https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/tokusyusagi/hurikomesagi_toukei2024_teisei.pdf

るなりすまし型「偽広告」への対応に関する実施を要請した^{*9}。

要請の発出後、2024年10月に「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会」(以下「諸課題検討会」という。)の下で開催される「デジタル広告ワーキンググループ」において、要請を実施したプラットフォーム事業者5社(ByteDance、Google、LINEヤフー、Meta、X)に対してなりすまし型「偽広告」への対応に関するヒアリングを実施し、同年11月にその評価を「ヒアリング総括」として公表した^{*10}。「ヒアリング総括」においては、広告出稿時の事前審査等及びなりすまし型「偽広告」の削除等に関して、ヒアリングの評価結果を踏まえて事業者に更なる対応の改善を求めるとともに、その対応状況を総務省としてモニタリングすることを通じて、SNS等のサービスを利用する利用者の保護の観点から必要な対応を検討することとされた。

また、デジタル広告の流通をめぐっては、著作権侵害コンテンツや偽・誤情報等を掲載する媒体など、広告主が意図しない媒体に広告が配信されることによる、ブランドの毀損や広告費の流出、偽・誤情報等の拡散の助長等のリスクへの対応も課題となっている。こうしたリスクに対応するためには、広告担当者及び経営陣双方のデジタル広告の流通をめぐるリスクに関する意識改革が重要となるところ、総務省において、2025年6月9日に「デジタル広告の適正かつ効果的な配信に向けた広告主等向けガイダンス」を公表した。

(ウ) 制度整備に関する更なる検討

前述のとおり、健全性検討会とりまとめにおいて制度的対応に係る提言がなされたところであるが、その後も、デジタル空間における情報流通を巡る環境は変化しており、新たな問題(SNS等におけるいわゆる「闇バイト」の募集の投稿に関する問題など)への対応の在り方についても併せて検討を進めることが必要になった。諸外国においても、デジタル空間における情報流通を巡る課題への対応について様々な試行錯誤がなされている状況であることも踏まえ、2025年1月、諸課題検討会の下で「デジタル空間における情報流通に係る制度ワーキンググループ」を開催し、デジタル空間における情報流通に係る制度整備の在り方について検討している。

同ワーキンググループにおいては、諸外国の制度整備の動向調査やプラットフォーム事業者へのヒアリング結果も踏まえつつ、2025年夏頃までに制度整備の方向性の整理を予定している。

ウ 対策技術の開発・実証

技術革新のスピードが速い生成AIの活用は、社会課題の解決や産業競争力の向上等に貢献する一方で、国民生活全般へのリスクにもなり得るものであり、インターネット上の偽・誤情報への対応という観点からも、生成AIを含む技術の更なる精緻化・巧妙化に備えることが必要である。

総務省では、例えば、インターネット上の画像・映像が生成AIにより生成されたものか否かを判別するための対策技術や、情報発信者の真正性・信頼性を確保する技術等の開発・実証に取り組んでいる。

2 幅広い世代を対象としたICT活用のためのリテラシー向上推進

ア 普及啓発教材等の開発

総務省では、幅広い世代でのICTの利用機会の拡大や、インターネット上の偽・誤情報の流通の問題の顕在化といったICTを取り巻く環境の変化に対応するため、2022年11月から「ICT活用のた

*9 https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu02_02000411.html

*10 https://www.soumu.go.jp/main_content/000978858.pdf

めのリテラシー向上に関する検討会^{*11}」及び12月から「青少年のICT活用のためのリテラシー向上に関するワーキンググループ」を開催し、これからデジタル社会において求められるリテラシーの在り方やリテラシー向上施策の推進方策についての検討を進めている。2023年6月には、同検討会や同ワーキンググループにおける検討の結果を踏まえ、「ICT活用のためのリテラシー向上に関するロードマップ」を公表した。ロードマップでは、短期的又は中長期的に取り組むべき事項の方向性を整理しており、2023年度は短期的取組として、ICT活用のためのリテラシー向上に必要となる能力の整理や幅広い世代に共通する課題に対応した学習コンテンツの開発を実施した。2024年度は中長期的取組として、世代別（青少年層、保護者層、高齢者層）の特徴を踏まえた普及啓発教材等の開発を実施した。

安心・安全なインターネット利用に関する啓発を目的としたサイト「上手にネットと付き合おう！～安心・安全なインターネット利用ガイド～」^{*12}では、未就学児・未就学児の保護者、青少年、保護者・教職員、シニアに向けたコンテンツを掲載し、リテラシー向上に取り組んでいる。

偽・誤情報への対策としては、2024年度に、最新の事例や生成AIの影響等を踏まえて、啓発教育教材「インターネットとの向き合い方～ニセ・誤情報にだまされないために～」を改訂^{*13}した。

イ 総合的なICTリテラシー向上に向けた官民連携プロジェクトの実施

2025年には、プラットフォーム事業者、通信事業者、IT関連企業、関連団体との連携の下、官民連携プロジェクトとして「DIGITAL POSITIVE ACTION」を開始した。本プロジェクトでは、総務省と関連企業・団体と協働し、官民の取組を集約したWebサイトの開設や多様な広報活動等、更なるICTリテラシー向上に向けた取組を推進している。

なお、本プロジェクトのロゴ・スローガンは、国や企業・団体、そして国民一人一人が、「デジタル社会がポジティブな社会になるようなアクションを次々と起こしていく」という強い想いを伝える英語のスローガン、その想いに込められた意義を伝える「つくろう！守ろう！安心できる情報社会」という日本語のコピー、安心で楽しめる情報社会になり、人が幸せになっていく状態を象徴的に描いたマークの3点を掛け合わせたものを表現している（図表II-2-6-1）。

図表II-2-6-1 DIGITAL POSITIVE ACTIONのロゴ・スローガン



3 AIの普及促進とリスクへの対応

近年、AIの技術開発は急速な進展を遂げており、2022年11月に提供を開始したOpenAI社のChatGPTを始めとするAIサービスが普及している。特に生成AIは、偽・誤情報の拡散等の懸念やリスクも存在するが、生産性の向上や労働力不足の解消等、多大な便益をもたらすことが期待されており、世界でAIの可能性に向ける注目が格段に高まっている。

こうした中、生成AIに関する国際的なルールの検討を行うため、2023年5月のG7広島サミットの結果を踏まえ、生成AIについて議論するために「広島AIプロセス」が立ち上がった。同年12月の閣僚級会合では「広島AIプロセス包括的政策枠組み」をとりまとめ、G7首脳で承認を行った。広島AIプロセスについては、引き続き「広島AIプロセスを前進させるための作業計画」のもとG7各国が中

*11 「ICT活用のためのリテラシー向上に関する検討会」

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/ict_literacy/index.html

*12 https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/

*13 https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/nisegojouhou/

心となり、OECDやGPAI及び国連等の多国間の場における協調と協力も得て更なる前進を図ることとしている^{*14}。

国内では、AI技術の急激な変化や国際的な議論を踏まえ、政府の司令塔として2023年5月にAI戦略会議を立ち上げ、様々な課題に関して幅広い知見を有する有識者のもと集中的に議論を行っている。総務省及び経済産業省は、AI戦略会議でとりまとめられた「AIに関する暫定的な論点整理」(2023年5月)を踏まえ、2024年4月に「AI事業者ガイドライン^{*15}」第1.0版の策定・公表を行った。なお、AI事業者ガイドラインは、AIを巡る動向や課題、国際的な議論等を踏まえ、適宜更新を行うこととしており、同年11月には時点更新(第1.01版)、2025年3月には、RAGやマルチモーダルなAIの普及といった国内外の最新動向を踏まえた更新(第1.1版)を行った。

国内外のAIに関するルール整備が進む中、2024年8月には、AIに係る法制度の要否を含む制度整備の議論を行う場として、AI戦略会議の下で第1回AI制度研究会^{*16}が開催された。本研究会が2025年2月にとりまとめた「中間とりまとめ^{*17}」を踏まえた、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」が第217回国会(常会)にて成立した(令和7年法律第53号)。本法律では、AIのイノベーション推進とリスク対応の両立を基本的な考え方として、政府の司令塔機能強化のための「AI戦略本部」の設置、政府が推進すべきAI政策の基本的な方針を定めた「AI基本計画の策定」、AIの適正性確保のための国際規範に即した「指針」の整備、国による調査・情報収集、事業者への助言等が規定されている。

さらに、上述のとおりAIの技術開発及びAIの活用が官民において急速な進展を遂げていることから、政府の様々な業務への生成AIの利活用促進とリスク管理を表裏一体で進めるため、デジタル庁が総務省、経済産業省等と協力し、「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン」(令和7年5月27日デジタル社会推進会議幹事会決定)^{*18}の策定に向けた検討を行い、2025年5月にデジタル社会推進会議幹事会において決定・公表された。

4 メタバースの安心・安全な利活用の促進

総務省では、安全・安心なサイバー空間の確保に向けた対応を進めることが必要であるという認識の下、将来的にメタバースがより一般に普及することを見据え、サイバー空間に関する新たな課題について把握・整理すべく、2022年8月から「Web3時代に向けたメタバース等の利活用に関する研究会^{*19}」を開催し、2023年7月に報告書^{*20}を取りまとめた。

報告書の内容を受け、メタバースの民主的価値に基づく原則等の検討やメタバースに係る技術動向等のフォローアップを行うとともに、国際的なメタバースの議論にも貢献することを目的として2023年10月から新たに「安心・安全なメタバースの実現に関する研究会^{*21}」を開催し、2024年10月に、メタバースの民主的価値の実現によるユーザーの安心・安全の確保のためにメタバース関連サービス提供者へ期待される取組をまとめた「メタバースの原則(第1.0版)」を含む「報告書2024^{*22}」を取りまと

*14 G7における議論については、第Ⅱ部第2章第8節5(1)「G7・G20」、(2)「広島AIプロセス」、(10)「GPAI」等も参照。

*15 AI事業者ガイドライン

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/ai_network/02ryutsu20_04000019.html
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/20240419_report.html

*16 AI制度研究会 https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_kenkyu/ai_kenkyu.html

*17 中間とりまとめ <https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/index.html>

*18 https://www.digital.go.jp/resources/standard_guidelines

*19 「Web3時代に向けたメタバース等の利活用に関する研究会」の開催(報道資料)

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01iicp01_02000109.html

*20 https://www.soumu.go.jp/main_content/000892205.pdf

*21 「安心・安全なメタバースの実現に関する研究会」の開催(報道資料)

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01iicp01_02000121.html

*22 https://www.soumu.go.jp/main_content/000974751.pdf

めた。

「報告書2024」の内容を受け、総務省では、「メタバースの原則（第1.0版）」を踏まえた国際的な共通認識の醸成に向けた取組のほか、安心・安全なメタバースの実現とこれに基づく利活用促進を進めている。国外に向けては、OECDのデジタル政策委員会や、欧州委員会が2025年3月～4月に開催した「Web4.0と仮想世界のガバナンスに関するハイレベルマルチステークホルダー会合」等において、「メタバースの原則（第1.0版）」をはじめとする国内での議論を紹介した。また、国内においては、メタバースに関わる企業、団体、研究者等が参加し、ユーザーの安心・安全の確保に向けた取組や、メタバース導入成功の要点、導入効果等について議論を行うことを目的としたシンポジウム「安心・安全なメタバースの利活用促進を考える」^{*23}を2025年3月に開催した。

「安心・安全なメタバースの実現に関する研究会」では、AR（Augmented Reality 拡張現実）・MR（Mixed Reality 複合現実）デバイスの進展やメタバースの多目的化、導入市場の進展に鑑み、議論の対象を個人間のコミュニケーション・エンターテインメント目的のVRメタバースから、メタバースの実現・利用を可能とする技術の内容を問わない様々な目的のメタバースに拡大し、上述のシンポジウムの議論なども踏まえながら、「メタバースの原則（第1.0版）」の更新も見据え、議論を進めている。

4 安全・安心な情報の利用環境の整備

1 高齢者等のデジタル活用に対する支援向上

総務省では、社会全体のデジタル化が進む中で、デジタル・ディバイドを解消し、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる環境を整備していくため、デジタル活用に不安のある高齢者などを対象として、スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に関する助言・相談などについて、講習会形式で支援を行う「デジタル活用支援推進事業」に、2021年度から取り組んでいる。2024年度は、携帯電話ショッピングなどを中心に全国6,000か所以上で講習会を実施した。

2 青少年のインターネット利用環境の整備

総務省では、青少年がインターネット上の有害な情報等に接触することを防ぐためのフィルタリング利用の促進や、青少年・保護者等のリテラシー向上に向けた啓発など、青少年がインターネットを安心・安全に利用できる環境の整備に努めている。

具体的には、児童・生徒、保護者・教職員等に対する学校等の現場での無料の啓発講座である「e-ネットキャラバン」の開催、インターネット利用に係るトラブル事例の予防法などをまとめた「インターネットトラブル事例集」^{*24}の作成・公表を行うとともに、インターネット上の危険・脅威に対応するための能力とその現状等を可視化するため、毎年、全国の高等学校1年生を対象に「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標（ILAS：Internet Literacy Assessment indicator for Students）」^{*25}のテストを実施している。

また、青少年のインターネットを利用した情報「発信」の拡大や、インターネット利用の低年齢化を

*23 シンポジウム「安心・安全なメタバースの利活用促進を考える」の開催（報道資料）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu20_02000001_00012.html

総務省「安心・安全なメタバースの利活用促進を考える」シンポジウム開催報告

<https://pttimes.jp/main/html/rd/p/000000002.000157444.html>

*24 インターネットトラブル事例集（2025年版）

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/

*25 青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標等に係る調査

– ILAS（Internet Literacy Assessment indicator for Students）–

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/ilas/

踏まえ、子どもの成長や利用状況に即したペアレンタルコントロール^{*26}の効果的な普及啓発に取り組んでいる。

3 情報バリアフリーに向けた研究開発への支援

総務省では、障害者や高齢者向けの通信・放送役務サービスに関する技術の研究開発を行う企業などに対して必要な資金の一部を助成する「デジタル・ディバイド解消のための技術等研究開発推進事業」を行っており、2024年度は、5者に対して助成を行った。

また、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成5年法律第54号）に基づき、情報通信研究機構（NICT）を通じて、身体障害者向けの通信・放送役務サービスの提供や開発を行う企業などに対して必要な資金の一部を「情報バリアフリー役務提供事業推進助成金」として交付しており、2024年度は、4者に対して助成を行った。

4 情報のアクセシビリティの向上

総務省では、高齢者・障害者を含む誰もが公的機関のホームページなどを利用しやすくなるよう、公的機関のウェブアクセシビリティ対応を支援するために作成した「みんなの公共サイト運用ガイドライン」の一部改訂を2024年度に行った。また、同年度には、公的機関ホームページのJIS対応状況調査等及びオンライン形式での公的機関向け講習会を開催した。

また、企業等の情報アクセシビリティ向上のための取組として、情報アクセシビリティ自己評価様式の普及促進を行っている。「情報アクセシビリティ自己評価様式」とは、企業等が自社のICT機器・サービスについて情報アクセシビリティ基準を満たしているかを自己評価した結果を公表し、企業・公的機関や障害当事者がICT機器・サービスを選択する際の参考とするための様式である。この自己評価様式は、米国における情報アクセシビリティ基準適合に関する自己評価の仕組み（VPAT）を参考に、総務省が作成したもので、米国では法律で政府が電子情報機器を調達する際に、アクセシブルな機器調達が義務づけられている。総務省では、様式作成支援窓口の設置やセミナーの開催、情報アクセシビリティ好事例の募集及び作成ガイドブックの更新等により、様式の官民双方における活用を促進するための取組を行っている。

5 公共インフラとしての電話リレーサービスの提供

「電話リレーサービス」とは、手話通訳者などが通訳オペレータとして、聴覚障害者等（聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語による意思疎通を図ることに支障がある者）による手話・文字を通訳し、電話をかけることにより、聴覚障害者等と聴覚障害者など以外の方との意思疎通を仲介するサービスである。

「電話リレーサービス」の適正かつ確実な提供を確保するため、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）が2020年12月に施行され、2021年7月から、電話リレーサービス提供機関の指定を受けた一般財団法人日本財団電話リレーサービスにより、公共インフラとしての電話リレーサービスの提供が開始されている（図表II-2-6-2）。そのサービスの一環として、2025年1月23日からは、難聴や中途失聴など自身の声で電話をしたいものの、通話相手の声が聞こえにくい方などにも利用可能な、文字表示電話サービス「ヨメテル」が提供開始された（図表II-2-6-3）。総

*26 保護者が子どものライフサイクルを見通して、その発達の程度に応じてインターネット利用を適切に管理すること。子どもの情報発信を契機とするトラブル防止の観点を含むものであり、管理の方法としては、技術的手段（フィルタリング、課金制限機能、時間管理機能等）と、非技術的手段（親子のルールづくり等）とに分かれる。（子ども大綱（令和5年12月22日閣議決定）P50）

務省は、電話リレーサービスの更なる普及促進を図るため、関係省庁と連携して周知広報を実施しており、2024年度末の利用登録者数は1万7,480人となっている。

図表II-2-6-2 電話リレーサービスの普及促進



図表II-2-6-3 ヨメテルの普及促進

